

市民参加実施予定シート

予 定
平成31年4月1日時点

担当課(都市計画課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	広告物条例の制定	市が考える 市民等への影響	メリット ・屋外広告物の表示又は設置の許可に係る事務手續を適切かつ確実に行うことができる。 ・屋外広告物法の定義に含まれないものの、同様の効果・目的が期待される特定屋内広告物についても一定の制限を課すことが可能となり、良好な景観の形成を誘導できる。 デメリット なし。
名称	流山市広告物条例の制定		
概要	・屋外広告物法に基づく屋外広告物の許可手續きについては、現在、千葉県屋外広告物条例に基づく許可・指導とあわせて、流山市景観計画において行為の制限を規定している。 ・屋外広告物の指導・運用を一体で図っていくために、市独自の広告物条例を制定し、屋外広告物条例・景観計画の制限内容を統一する。 ・また、屋外広告物法に基づく屋外広告物等は、屋外に表示・設置する広告物のみが対象となるが、窓面の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物(以下、「特定屋内広告物」という。)についても屋外広告物等と同様の効果・目的を有していることから、これらについても一定の制限を行うことにより、良好な景観の維持・向上を図る。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
複数実施	審議会等				意見交換会: 直接、具体的な意見・提案をいただくため パブコム: できるだけ多くの市民等から意見をいただくため
	パブリックコメント手續	平成30年2月26日～3月27日	全市民		
	意見交換会	平成30年3月3日	全市民、看板業者		
	公聴会				
	政策提案制度				
その他					

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成29年度		平成30年度											平成31年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
市広告物条例 (参考 景観条例改正)			検察協議		パブコム (県議会・県屋外広告物条例改正)		市議会	議決・公布		周知期間					施行
					パブコム		市議会	議決・公布		周知期間					施行

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
スケジュール	平成29年12月21日	県との調整によるパブコム実施時期の変更			
市民参加の手法、実施時期	平成29年12月21日	県との調整によるパブコム実施時期の変更			